

岡山県工事検査の手引き 改定概要

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
1 検査規定等			
1-3 段階確認の取り扱い			
1. 目的	この取り扱いは、土木工事共通仕様書第3編 土木工事共通編 第1章 総則 3-1-1-5 6. 表3-1-1に定められている段階確認項目について、その取り扱いを定めるものである。	この取り扱いは、土木工事共通仕様書第3編 土木工事共通編 第1章 総則 3-1-1-4 6. 表3-1-1に定められている段階確認項目について、その取り扱いを定めるものである。	1-3-1
2 検査基準			
2-1 土木工事検査基準 (検査の内容)			
第2条	検査は、当該工事の出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書及び関係書類に基づき工事の実施状況・出来形・品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。	検査は、当該工事の出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書及び関係書類に基づき工事の実施状況・出来形・品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。	2-1-1
2	(新設)	前項の規定にかかわらず、原則として設計金額が250万円未満の小規模な工事については、出来形の実地検査を省略する。	